

東京都社会福祉審議会第69回総会会議録

I 会議概要

1 開催日時 令和4年3月28日（月）午後6時00分から

2 開催場所 オンライン

3 出席者 【委員】

平岡委員長、栃本副委員長、青木委員、秋山委員、五十嵐委員、奥田委員、小口委員、おじま委員、小林委員、駒村委員、白石委員、白波瀬委員、杉山委員、筒井委員、寺田委員、浜中委員、室田委員、山田委員、横山委員、吉野委員、小林臨時委員、高橋臨時委員

（以上22名）

【都側出席者】

中村福祉保健局長、福祉保健局及び関係各局幹事・書記

4 会議次第

1 開会

2 新委員紹介

3 審議事項

（1）今期（第22期）の審議課題の決定について

（2）その他

4 閉会

○吉野福祉政策推進担当課長 本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本審議会事務局の福祉保健局総務部福祉政策推進担当課長の吉野と申します。どうぞよろしく願いいたします。

開会に先立ちまして、何点かご連絡をさせていただきます。

まず、委員の皆様の出席につきまして、ご報告いたします。本日、欠席のご連絡をいただいております委員の方々は、石島委員、井上委員、尾崎委員、河村委員、たき

ぐち委員、和気委員、渡邊委員でございます。なお、秋山委員、白波瀬委員、寺田委員からは、遅れてご参加との連絡を頂戴しております。本日もご出席の委員は、現時点で22名でございます。本審議会の委員総数は29名ですので、東京都社会福祉審議会条例施行規則第4条第1項に規定する、委員の過半数という定足数に達していることをご報告させていただきます。

続きまして、会議資料のご確認をお願いいたします。まず、資料1の社会福祉審議会委員名簿、幹事名簿、書記名簿でございます。次に、資料2は社会福祉審議会の年表、資料3は関係規定集でございます。参考資料といたしまして、前期の意見具申である「2025年以降の将来を見据えた東京の福祉施策のあり方」、次に、都民の皆様に向けまして、福祉保健局の今年度の取組をお知らせする「2021 東京の福祉保健」、次に、福祉保健局の重要施策を冊子にまとめた「東京の福祉保健2021 分野別取組」となっております。資料及び参考資料は、東京都福祉保健局ホームページに掲載しておりますので、適宜ご覧いただければと存じます。

資料の確認は、以上になります。

次に、会議の公開についてです。本審議会は、審議会規程第2条の2、第2項の規定により、公開となっております。

本日は、傍聴の方がいらっしゃいますので、お知らせいたします。

また、議事録を作成し、後日、東京都ホームページで全文を公開いたします。

次に、オンライン会議システムについてご説明いたします。本日の会議は、Microsoft Teamsを利用したオンライン形式で開催しております。委員の皆様におかれましては、カメラは基本的にオンにして、お顔が表示される状態としていただき、ご発言の際はマイクもオンとしていただくよう、お願いいたします。

傍聴の皆様及び都職員は、カメラ、マイクともオフとしていただくよう、お願いいたします。

それでは、以降の進行は、平岡委員長に引き継がせていただきます。平岡委員長、よろしくお願いいたします。

○平岡委員長 ありがとうございました。平岡でございます。

ただいまから、第69回東京都社会福祉審議会を開会いたします。

本日は、皆様お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。

まず、一昨年8月に開催いたしました前回の総会の後、東京都議会議員でいらっ

しゃる委員の方々の交代がありました。引き続きの方も含めてご紹介させていただきたいと思います。

資料1の委員名簿をご覧ください。名簿順にご紹介いたしますので、一言ずつマイクをオンにさせていただいて、ご発言いただければと思います。いずれも東京都議会議員の委員の皆様でいらっしゃいますが、まず、五十嵐えり委員でございます。

○五十嵐委員 はい。ありがとうございます。武蔵野市選出の東京都議会議員の五十嵐えりと申します。本日、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○平岡委員長 よろしく願いいたします。

続きまして、本日ご欠席でございますが、石島秀起委員でございます。

続きまして、おじま紘平委員でいらっしゃいます。

○おじま委員 おじまです。よろしくお願い申し上げます。

○平岡委員長 よろしく願いいたします。

続きまして、小林健二委員でございます。

○小林委員 練馬区選出の小林健二でございます。よろしくお願い申し上げます。

○平岡委員長 よろしく願いいたします。

続きまして、白石たみお委員でございます。

○白石委員 品川区選出の日本共産党の白石たみおです。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○平岡委員長 よろしく願いいたします。

続きまして、本日ご欠席でございますが、たきぐち学委員でございます。

続きまして、浜中のりかた委員でございます。

○浜中委員 西東京の浜中でございます。よろしくお願い申し上げます。

○平岡委員長 よろしく願いいたします。

以上でございます。

それでは、審議に入る前に、本日の審議会には福祉保健局の中村局長にもご出席をいただいておりますので、ご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○中村福祉保健局長 ただいまご紹介いただきました、福祉保健局長の中村でございます。

委員の皆様方には、大変ご多忙の中、本審議会にご出席を賜りまして、改めて厚く

御礼を申し上げます。

審議に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

東京都社会福祉審議会におかれましては、そのときどきの東京の社会福祉に関する重要な課題につきまして、国に先駆け、先駆的で先見性に富んだ様々なご提言を行っていただいております。それらのご提言を踏まえまして、都としてはこれまでも地域福祉を推進する取組や、利用者を中心に置いた福祉改革の取組、大都市東京の特性やニーズに対応する独自の施策を展開してきたところでございます。

前期の審議会では、2025年以降の将来を見据えた東京の社会福祉の在り方について幅広く全例にとらわれないご議論をいただき、今後の進むべき方向性をご提示いただきました。また、相次いだ自然災害を受け、福祉分野から見た災害への備えについても、ご提言をいただいたところでございます。

一方で、世界的にも災害級の危機をもたらしております新型コロナから都民の生命、健康を守る、こういった戦いは今なお続いているところでございます。コロナ禍では、都民の暮らしや社会にも大きな影響を及ぼしており、様々な課題が顕在化しているところでございます。社会の在り様や人々の意識が大きく変化する中で、今東京が将来にわたって安心して暮らし続けられる都市であるため、目の前の危機に迅速、果敢に対処することはもとより、中長期的な視点に立って福祉保健医療サービスの充実に取り組み、新たな技術や仕組みも柔軟に取り入れながら、実効性のある施策をスピード感を持って生み出していく必要があると考えております。

先頃成立いたしました来年度予算には、多くの新規施策も盛り込んでおりまして、現下の社会状況に的確に対応するとともに、将来的な課題にも備え、様々な工夫を凝らし、施策の充実に図ってまいります。

今後とも都民の皆様、区市町村の皆様、医療福祉の専門職の皆様、関係団体の皆様方と緊密に連携しながら、福祉の充実に全力を尽くしてまいります。

委員の先生方におかれましては、都が目指すべき福祉施策の方向性につきまして、大局的な視点から、あるいは現場に即した具体的な取組など、自由闊達にご議論いただき、ご意見を賜りますようお願いいたします。

以上、甚だ簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○平岡委員長 どうもありがとうございました。

さて、今期の審議期間は来年の3月までとなっております、その中で意見具申を行うこととなっております。その審議課題についてでございますが、本日、私からご提案として簡単なメモをご用意させていただきましたので、画面共有で見いただきながら、説明をさせていただきたいと思っております。このメモを読み上げる形で説明させていただいて、若干補足説明をさせていただきます。

前期（第21期）の社会福祉審議会では、国際化、情報化などの社会変化が加速し、人口・社会構造が大きく変化する2025年以降の将来を見据え、東京が、誰もが人生を終えるまで尊厳を保持して安心して暮らし続けることができる都市であるための、都の福祉施策の在り方について、従来の前提にとらわれることなく未来志向で幅広く検討し、意見具申を行ったということでございます。

意見具申では、インクルーシブ（包摂的）な社会環境を実現すること、福祉の傘を広げて地域生活課題に対応すること、対象者を限定しない居場所などの人と人をつなぐ場があること、東京で活動する様々な団体や個人の連携・協働により、福祉施策を実施することなどが必要であることを指摘いたしました。

さらに、今後、自治体が福祉施策を構築・推進していく上で、当事者性を絶えず高めていくこと、コミュニティの価値を高めていくこと、新たな技術を積極的に活用していくことの三つの視点が重要であるといいたしました。

目前には、「団塊の世代」が全て75歳以上の後期高齢者となるとともに、東京の人口がピークを迎える2025年が迫っております。東京では、総人口の減少、高齢者人口の増加、年少人口と生産年齢人口の減少が、同時かつ急激に進行していくこととなります。

また、人材の確保に制約がある中で、医療・介護等のサービス需要が急増していきます。

今後、「団塊ジュニア世代」が全て高齢期を迎え、2040年代には後期高齢者となっていきます。この世代は、いわゆる「就職氷河期世代」とも重なっております、不安定な就労や無業、仕事のない状態にある人、未婚の人や子供を持たない人が「団塊の世代」よりも多く、高齢になるにつれ、従来の制度では対応困難な様々なリスクが増大していく可能性があります。

ただでさえ、時代の大きな転換点にある中で、新型コロナウイルス感染症の全世界的なパンデミックが発生し、東京においても収束はいまだ見通せない状況にあります。

東京都社会福祉審議会では、昨年9月、公開研究会を2回開催いたしまして、福祉分野における新型コロナウイルス感染症の影響と今後の課題について、各分野の専門家を招き、お話しいただきました。その中で、高齢者や家族が直面する問題がより深刻化していること、経済的な活動の制約に伴って、収入の低下・損失が起きていること、また、地域福祉活動の休止により孤立の問題が顕在化していること、深刻な男女格差が露呈したこと、活動や事業のオンライン化が進み、ITリテラシーの問題が表面化したこと、さらには、自治体の情報発信に課題があることなど、コロナ禍が社会や制度がもともと抱えていた構造的な問題や、有事に備えるべき政策の脆弱性を顕在化させたことが明らかにされました。

同時に、非常時の教訓を生かした今後の取組とガバナンスの構築が必要であること、対面での関わりの再生、またはそれに代わるものを生み出していく必要があること、ジェンダーに敏感な政策が必要であること、あるいは顕在化した地域課題に対して、継続的な関わりや支援につなげるための仕組みや工夫が必要であることなど、課題に対する解決のヒントが示されました。

今後は、人口構造・社会構造の急速な変化や、地域生活課題の複雑化・複合化に加え、新型コロナウイルス感染症が顕在化させた課題、あるいはデジタル化の一段の加速も踏まえて、中長期的な観点から福祉施策を構築し直していくことが必要であると考えられます。

こうした視点から、今期の社会福祉審議会では、2040年代を視野に入れた東京の中長期的な福祉施策の在り方について、議論することとしたいと思います。

その際には、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉等の各領域で培われた支え合いの手法や考え方を踏まえるとともに、2000年の社会福祉基礎構造改革以降、数次にわたる社会福祉法の改正の趣旨や基本理念に立ち返りつつ、前期の意見具申で提示した、インクルーシブ（包摂的）な社会環境の実現、地域生活課題への対応といった論点を念頭に置くこととしたいと考えております。

さて、審議テーマについての私からの提案は以上ということになりますが、その最後のところで、社会福祉法の改正趣旨や基本理念というところについて触れましたので、社会福祉法の条文に沿って、簡単に補足説明をさせていただければと思います。

そのために、資料3の関係規程集の社会福祉法に関する部分で、この社会福祉審議会に関する条文以外に、社会福祉の目的や理念、あるいは原則に関する条文を加えて

抜粋するようお願いして用意していただきました。といたしますのも、従来、社会福祉の政策あるいは課題について議論する場合に、介護保険制度であるとか、障害者総合支援法、あるいは子ども・子育て支援制度といった分野ごとの制度に則して議論することが多くて、この社会福祉法の内容に触れながら議論することは少なかったように思われますけれども、実は2010年代後半に入ってから社会福祉法の重要な改正が相次いでおりまして、そこでその改正によって社会福祉の様々な分野にまたがる新たな福祉の理念が示され、あるいは新たな政策の展開の方向性が示されるということが出てまいりました。

そこで、今回の審議におきましては、そのような社会福祉法の改正の趣旨や関連する政策の展開を踏まえて、議論を積み重ねていく必要があるのではないかと考えるに至った次第です。

この社会福祉法ですけれども、もともと1951年に制定されて、2000年に名称が変わるまでは、社会福祉事業法という法律でありましたが、この社会福祉事業法は様々な分野の社会福祉事業の共通的基本事項を定めるものとされておりまして、そしてその条文のほとんどが社会福祉事業に関する規定でありました。そのため、かつての社会福祉事業法は、見方によっては社会福祉事業に関する規制のための法律という面があったと言われております。

これに対して、2000年に、社会福祉基礎構造改革という戦後日本で築かれてきた社会福祉の制度的枠組みを大きく変える、そういう趣旨の改革が行われました。それはまさにこの共通的基本事項を変える改革であったわけですが、その社会福祉事業法が大幅に改正されて、社会福祉法に改称されたということで、その改革に伴う法律の中心となるものがこの社会福祉法であるということになるかと思えます。

2000年の社会福祉構造改革の最も重要な内容は、改めてご説明するまでもないことかと思えますけれども、社会福祉の利用方式を措置制度から契約制度に転換することだったとされています。ただ、この社会福祉法自体には措置制度とか契約制度といった概念や、それに直接関連する規定は出てきません。しかし、この2000年の社会福祉法への改称、その大幅改正の際に、法律の目的や理念などについて、重要な改正が行われたわけでありまして。

まずこの第一条ですけれども、現行の条文では最初に、「この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め」となっておりますが、改正前

は、社会福祉事業の共通的基本事項を定める法律であったもので、それが社会福祉を目的とする事業の共通的基本事項ということに変わったわけであります。

この社会福祉を目的とする事業というのは、社会福祉事業も含まれますが、それ以外の社会福祉を目的とするものであれば、事業を含むという意味であります。社会福祉事業というのは、この第二条で限定列挙されている、つまり、ここで列挙されているものだけが社会福祉事業だということになりますが、今日の社会では、NPOの活動をはじめとして様々な社会福祉に関する事業が展開されていて、それらのものについても、社会福祉を目的とする事業ということで、この法律での位置づけを与えようということであったわけです。

そして、2000年改正では、この従来の社会福祉事業よりも幅広いこの社会福祉サービスという、福祉サービスという概念が使われまして、福祉サービスの理念や原則に関する規定の充実が図られました。その現行の条文が、資料のこの第三条から第六条ということになります。

この社会福祉法について、2010年代の後半以降に重要な改正が相次いだということをお知らせしましたが、その一つは、2016年、平成28年の改正でありまして、いわゆる社会福祉法人制度改革のための改正でありました。これは、社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化であるとか、財務規律の強化などを目的とする改正であります。この資料では、その内容に関する条文は省いてありまして、二十二条から二十四条の社会福祉法人の定義とか、経営の原則等に関する規定だけを抜き出してありますが、社会福祉法の中でこの社会福祉法人に関する条文というのは、テキストの条文の数と申しますか、テキストの量という点で言うと、大変大きな割合を占めているわけでありまして。社会福祉法人が、現在の社会福祉法人において果たしている役割の大きさを反映しているものでありますので、社会福祉法人に関する事項も、今回の審議のテーマに含まれるということになります。

次の重要な改正は2017年、平成29年の改正でありまして、その一つの重要な内容は、包括的支援体制の整備に関する規定が設けられたということで、これは、実は百六条の三に当たりますが、ちょっと今回は資料から省かせていただいています。ただこのときに、第四条の地域福祉の推進に関する規定に新たな項が加わりまして、内容の充実が図られました。

さらに2020年の改正、令和2年の改正では、17年の改正で目標という形で示

された包括的支援体制、これを具体的に実現していくための事業として、重層的支援体制の整備事業に関する条文が設けられております。この点の説明は省略しますが、そのときに第四条の地域福祉の推進に関する規定、条文に一つの項が新たに加えられましたので、それ以前からあった条項を含め、第四条の内容を確認しておきたいと思っております。

第1項は、「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない」という、地域共生社会に関する規定ということになっています。

第2項ですが、ポイントは、「福祉サービスを必要とする地域住民が」というところです。住民一般ではなくて、障害であるとか高齢、生活困窮等で福祉サービスを必要としている住民であっても、「地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように」することが必要だと述べられているわけでありまして。

そして、第3項は長い文章になりますけれども、ポイントはやはり、「福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題」というところかと思っております。このような課題を、「地域住民等は」と最初に出ていますが、これは第2項の地域住民それから地域福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者を指しております。そしてそういう関係者がその課題を把握し、解決に努めなければならないとされているわけでありまして。

このような規定に表れているのは、福祉ニーズを持つ人々を社会福祉の中心に置くという考え方でありまして、それはそもそもが2000年の社会福祉基礎構造改革において、利用者本位の社会福祉を目指すということで、既に明らかにされているところでありまして、また、このとき、社会福祉法の規定の中に、福祉サービスの利用に関する援助という内容が盛り込まれたという形でも、具体化されているというところがあります。

なお、この包括的支援体制整備ということについては、地域包括ケアというものを、高齢者に限らずあらゆる分野に広げていく、あらゆる支援を要する人々に広げていくんだという説明がされることがありまして、それはそういう一面は確かにあるわけですね。

しかし、もう一つ生活困窮者自立支援制度というのができまして、それによって従来の福祉制度、福祉法制では必ずしも援助の対象にはならない、そういう人々であっても、生活困窮に関わるニーズを持っている場合には、そういったニーズを包括的に受け止める相談体制、支援体制を整備していくということが目指されることになった。それが出発点となって、そういう幅広く様々なニーズを持つ人々、とりわけ複雑化、複合化した生活課題を抱える人々に、支援の対象を広げていくという考え方が生まれてきたという捉え方も重要かと思えます。

また、これは全く新しい取組であるというような理解もありますが、必ずしもそうではなくて、これは昭和の時代の福祉事務所中心の福祉行政の時代から、現場レベルで取り組まれてきたり、あるいは先進的な自治体において、保健福祉センターの設置など、総合的な相談窓口の整備などという形で取り組んできたこと、あるいは地域福祉の様々な現場での取組といったものを発展させて一般化させるという、そういう性格のものでもあるという理解も重要かと思えます。

それでは、課題の設定に関するご説明、それから補足説明を終わりましたので、委員の皆様方のご意見をお伺いしたいと思います。

では、よろしく願いいたします。どなたでも、ご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○白石委員 すみません、都議会議員の白石です。

東京の福祉を考える際に、私は、その実態から出発をするということが重要なことというふうに思っております。コロナ禍が2年を超えている中で、格差と貧困、この実態というのは本当に深刻だなというふうに思っております。例えば都庁前では、毎週土曜日に、路上生活者やネットカフェ暮らしの生活困窮者を対象にして、食糧支援が行われているのですが、この支援を求める人というのは、このコロナ禍の2年間で5倍の500人を超えていると。私も何回か見に行きましたけれども、多くの人が支援を求めていると。それも特徴が、女性や若者が増えていると。中には子供と一緒に支援を求める人もいるというような状況です。いろんな人からお話も聞きましたけれども、支援の現場では困窮者から、例えば各地の支援を回って何とか食べつないでいるというような声とか、手持ちのお金が300円というふうな切実な実態を出されております。

一方で、来年度の東京都の税収を見ますと、IT企業や大手製造業など、業績好調

で過去最高水準の都税収入となる見込みということで、貧しい者はさらに貧しく、富める者はさらに豊かになるという、東京都、日本社会の格差拡大の実態が浮き彫りになっているなどというふうに思っております。

そういうふうな実態の下で、社会福祉審議会でもこの格差と貧困の深刻さが増す中で、住まいとか暮らしの支援、それからセーフティーネットの在り方というのを抜本的に検討をしていただきたいなどというふうなのが意見です。

以上です。

○平岡委員長 ありがとうございます。重要な課題をご提示いただきました。

そのほか、委員の皆様いかがでしょうか。

○青木委員 今、格差、貧困の話がありましたけども、例えば家庭の中で起こっているいろんな課題というのが、なかなか見えづらくなっている状況があります。地域のコミュニティの中で発見をするということもあるんでしょうけども、それがなかなか発見しづらくなっている。例えば、8050の問題、最近になって課題になっているヤングケアラーの問題、それからひきこもりの問題ですね。家庭の中で、収入はそこそこあるんだけど、実際には課題を抱えていてどうしようもない状態になっていても、外側から発見できない状態のままになっている。これをきちんと解決していかないと、将来に、例えば生活保護がどんどん増えるとか、貧困にもつながってくるようなことになるようなことが、現実の中であるんじゃないかなというふうに考えております。実際に区でもそういったことの発見に、今、一生懸命努力をさせていただいています。しかし、なかなかそれが表面化してこない。後で具体的に何か課題になって、事件が起きて初めて、それが、例えば虐待とか、そういったことになったときに見えてくる。だからそれを発見するシステムをつくって、適切な福祉サービスを提供できる仕組みをつくっていくことが必要ではないかなというふうに思っています。

以上です。

○平岡委員長 ありがとうございます。重要なお指摘をいただきました。

どうぞ、自由にご発言いただければと思います。

○小林委員 都議会の小林でございます。

私も日常的に様々な形でご相談をいただくことがありますけれども、やはり福祉に関するご相談というのは、特にこのコロナになってから大変多くなっております。そうした中で、そもそも、どういう福祉サービスがあるのかということもなかなかご存

じでない、今自分が困っていることに対して、どういう行政の支援があるのか、福祉のサービスがあるのか、そういうことがまだまだ直接的に結びついていないケースというのもの、たくさん今まで経験した中でございました。

そういう意味では、今、様々な行政のほうでも福祉サービスを提供している中で、そうした、お困りになっている方々が、行政が今提供している福祉サービスにどれだけつながっているのか、こうしたこともしっかり検証し、その上で次にどういう具体的な前進の福祉政策が必要なのかということを経験していき、必要があるかなというふうに思っております。

そういう意味では、行政のほうも、様々な多岐にわたる福祉サービスをいろんな形で情報発信はされておりますし、ご努力もいただいているということは、十分承知をしておるところですけれども、なかなかそれが適切にまだまだ行き渡っていないということも現場の感覚として、非常に実感するところがございますので、ニーズをきちんと把握した上で、次の展開をしっかりと考えていく必要があるかなというふうに思っております。

以上です。

○平岡委員長 ありがとうございます。重要なお指摘だと思います。

○白波瀬委員 今、委員の先生方とかのご意見を聞いて、まさしくそのとおりの思いです。繰り返しとなりますが、一言申し上げます。

コロナ禍で見えにくくなった部分と、かなり見えてきた部分というのが二つあると思います。その中でやっぱり特に福祉については、アウトリーチをどういうふうにするか、うまく効率的に進めていくのかが、緊急の課題だと思います。実際の生活者として福祉サービス等々を活用するにあたり、私自身も利用している者ですけれども、情報を的確に集めて速やかに対応し、活用するというのは意外と面倒で、実際に活用するまでには時差や違いがあるんですね。そういうときに、考える余裕がある者、あるいはもう既に幾つかの情報を持っている者は迅速に検討できますが、生活に追われてその日の食事のことを考えなければならない状況の中で、ベストのサービスをどう選択して、これからの生活を過ごしていこうかというところまで考えることというのは、到底難しいという現実があると思います。ですから、この辺りはいろんな意味で改善が求められるところですけど、まずは現状のデータ共有、それとやっぱり今はDXがありますのでオンラインを最大限に活用し、東京都は一足進んでモデルケースとなるよ

うな福祉展開をしていただけるととてもよいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○平岡委員長 ありがとうございます。具体的なご提案もいただきました。

○筒井委員 いつも報告書を見て思うのですが、かなり多岐にわたっていて、なかなか全体像をつかむのが難しいような内容になっていますので、何らかの工夫は必要かなと思います。

今回、私がお伺いしたいのは、国で地域包括ケアシステムにおける自治体のマネジメント能力を高めるために、自治体の介護保険に関しては保険者機能を評価するという事業を5年ぐらいやってきました。

これの保険者としての機能の評価には、都の評価とそれぞれの自治体の評価という、二元的な評価で構成されています。

そして、このところ、この地域包括ケアシステムについては、先ほど委員長から説明があったように、いわゆる共生社会も見据えて考えるべきだということが強調されるようになっていて、その評価項目も多元化しています。

今、このような保険者評価について携わっておりますので、今回の報告書について、少し伺っておきたいことがありますので、意見を述べさせていただきます。

この報告書に示されている実際の福祉サービスは、都ではなく、ほぼすべて、区市町村が実施することになります。その際の都と区市町村との関係については、この報告で触れる必要はないのでしょうか？要は、都が、区市町村という現業を持っている所と、どのような関係性をもって、この報告書に書かれた内容を実現していくかという点です。これについて、どのように示していくのが一番いいのかということについて、平岡先生からご意見を伺えればと思ひまして発言させていただきました。よろしくお願いいたします。

○平岡委員長 ありがとうございます。具体的に重要な課題であることは確かですが、意見具申に向けてどういう課題、テーマを設定して、そのことを取り上げていくかということは、分科会でまたご議論いただければというか、そこで整理したところでその位置づけが決まってくるということになるかと思ひます。

今、最初にお話のあった、自立支援介護予防等に関する保険者機能評価事業ということでしょうか。あれなども確かに、市町村の取組を市町村自身が評価をして、さらにそれに対する支援についての都道府県の取組の評価をするという形ですね。ですか

ら、そういう関係になっているんですけれども、だんだんと権限が市町村のレベルに下りてきたところで、都道府県が果たす役割は何なのかということが議論になっているかと思っておりますので、その辺りのところの整理というのがどういう形でできるか、それを議論していただければと思っておりますので、それについてですけれども。

筒井委員のほうで何かご提案でもあれば、またそれを生かすようにしたいとは思いますが、いかがでしょうか。

○筒井委員 意見具申を書く際に、先ほど説明されていた福祉を必要とする人々とか、都民とか、メッセージを伝える相手というのを多様に捉えなければならなくなっているように思います。その中の一つに、現業を行う区市町村に対して、都がどういうふうな立場で支援をしていくのかを明らかにしておくことが必要になるのかなと考えています。

これだけ福祉の課題が複雑化してくると、やはり触れる必要があるのかなというふうに思っています。

このほかに大変、専門性が高い内容も増えていまして、今回のCOVID-19に関する様々な福祉関係のサービスについては特にそういう状況になっています。都としては、市が混乱しないように、その辺りの仕切りみたいなことについても、明確にせざるを得ないのかなというふうに思っておりますので、分科会でテーマを何か設定していただいて議論していただいて、都から、区市町村に対してのメッセージをきちんと出されたほうが、より分かりやすいのではないかなというふうに思っています。ありがとうございました。

○平岡委員長 ありがとうございました。分科会でテーマを設定するという事は従来も行ってきましたが、この問題に限らず、できる限り焦点を絞って、あまり総花的にならないようにということを進めることができればと思っております。ありがとうございました。

○高橋臨時委員 一言だけ、筒井さんのご発言の補足をさせていただきたいんです。

福祉行政を考える上で、全体として地域における福祉が社会福祉法でも強調されるようになって、改めて、都と市区町村の役割分担の問題を考えるに当たって、長年の問題である、区と市町村のあり方についての課題があるということを念頭においておく必要があることを指摘したいと思います。

それからもう一つ補足をしておくとすると、東京都も福祉保健局になり、区市町村

でも保健と福祉が同じ部や課に統合されてきています。医療と福祉の関係は組織のみならず、社会的入院のように医療と福祉の関係が問題であり、障害でも療育という形で、とりわけ近年注目されている医療的ケア児のように、医療と福祉、生活支援の関係性のあり方を意識した検討が必要になってきているということを改めて指摘しておきたい。医療と福祉、生活支援の関係性が出てきますので、そこら辺をどうするかというのを、ちょっと意見具申の作業にかかるときに考え方を整理されたほうがいいかなど。

それからもう一つは、住宅政策本部の幹事もいらっしゃるかと思うんですが、実は住宅政策の在り方が、住宅セーフティーネット制度が改正され、居住支援法人が創設されることによって、市区町村の関与が非常に大きくなっている、居住支援者協議会がまさに。そうするとそれを住宅ベースでやるのか福祉サイドでやるのかとか、いろんな議論があつて。ただし、やっぱり地域福祉というふうに考えた以上、それから最近ごちゃまぜ型という議論が、シェアハウスなんていうのもそうですが、やっぱり共同居住ということをやセーフティーネット、それは随分入りましたから、その在り方ということになると、住宅政策をやっぱり区市町村のレベルでやっぱりもう一度位置づけて、福祉との協働関係、なかなかこれがうまくいっていないです。お互いにうまくいっていないというか、福祉は縦割りで行き過ぎているし、住宅は、住宅確保要配慮者という概念でいいますと、ちょっとそこら辺もあらかじめの整理をした上で、議論をする必要があります。特に大都市東京ではタワマンはじめ集合住宅が多いので、地域の福祉を考える上で改めて課題があることを指摘しておきます。そういうことを含めまして補足的に発言させていただきました。

以上です。

○平岡委員長 ありがとうございます。重要なお指摘をいただきました。今の点でも結構ですし、その他の点でもご自由にご発言いただければと思います。

○横山委員 社会福祉協議会のほうから、報告も兼ねてお願いしたい点がございまして。実は東社協もそうなんですけども、区市町村の社会福祉協議会が、このコロナが始まってからもう3年になりますけども、当初からずっと生活福祉資金の緊急貸付をもう8回目の延長を続けておるわけでございます。現在、64万人、貸付け、東京都だけで2,400億円の額に、巨額に上っているんですが、そこで全部を分析したわけじゃないんですけども、幾つか漏れ聞くところによると、やはりそこでの貸付けと

いうのは本当に困っている生活困窮者ではなくて、中級より下のほう、生活困窮者よりちょっと上のほうの方々が大量に借入れをしております。彼らの話を聞くと、やはり今の生活水準が落ちることに対する大変な危機感ですね。特に、例えば現在入っているアパートを追い出されるとか、それからはっきり言うと、路上生活に陥るんじゃないかというような、そういう不安を大変持っている方がいらっしゃるということの中で、生活困窮者はもちろん大事なんですけど、そのちょっと上の辺りのほうについても、やはり目を向ける必要があるんじゃないかなというふうに考えております。

あともう一つ意外なのが、外国人がものすごい数なんです。地域の中に入り込んでいる外国人がこんなにいるのかというぐらい、この貸付けの制度に対して申込みをしております。ここら辺は、共生社会の上において外国人の取扱いというのがなかなか見えないところがあるんですけど、ここも含めて考えないと、いろいろ摩擦も起きている中で、真の意味の共生社会にできないのかなというふうに危惧をしております。

あともう一つだけ言うと、東社協とそれから各市町村の社会福祉協議会は、この緊急貸付とその後に生じた債権管理で大変苦しんでいます。今後これが長引くと、本来の業務にまで影響が出てくるという中で、ここら辺も何とかしないといけないという話で悩んでいるというところがございます。

以上です。

○平岡委員長 ありがとうございます。また違ったテーマで重要なお指摘をいただきました。

○秋山委員 先ほどの高橋委員に続いてなんですけど、3月17日に在宅療養推進会議という都の会議に委員で出席したときに、東京都が市区町村に向けて、共生社会へ向けて医療、介護、福祉も含めて横串を刺した様々なそういう取組を、各市区町村が手挙げをしてもらってモデル事業を走らせましょうという話が、次の提案で出ているんですけど、そこに出席をしていた市区町村の行政の職員の方も委員なんですけども、その横串を刺すというのがずっと昔から言われているけれども、実際本当に難しく、このモデル事業に手挙げがなかなかできないという話をされました。特に医療はやはり健康部（医療政策担当）、介護は介護保険部門中心、障害は障害とやはりその縦割りが崩せなくて、起こっている問題は一つで、一緒にやれば早いのに、それがなかなかできないというのが、とことん昔からの問題だけでも、今まさに共生社会へ向かって行くのに、やっぱりそこをどうやって突破するかという話になって、その委員

会では、手挙げをすることが結局なかった状態でした。先ほどの地域福祉に関してのことは、まさにそれを超えないとやはり生活困窮してきましたら健康レベルも変わってきますし、医療の関わりが必要になってくる人もあるので、その辺をどうするのか、やっぱりきちんとみんなで討議をして、具体的にどう連携していけばいいかというのを提案ができるようにしていけないといけないんじゃないかなというふうに思いました。

以上です。

○平岡委員長 ありがとうございます。医療との関わりということで、重要なお意見をいただきました。

そのほか、よろしいでしょうか。

○室田委員 先ほど平岡委員長がおっしゃっていた地域共生社会の推進、その具体的な方策としての重層的支援体制整備事業は、国がそういった制度を新たにつくったことは素晴らしいと思うんですけども、全国一律の任意事業としてこれが成り立っていて、自治体が手を挙げるか挙げないかによっては、それが自治体によって、推進される自治体とされない自治体で格差が出てくるのではないかなというところは危惧しています。

例えば地方の都市で、先駆的に取り組んでいる自治体のお話なんかを伺うと、かなり東京の自治体に比べると手厚くコーディネーターを配置して重層事業の推進なんかに取り組んでいて、例えば私が話を聞いた中では、岩手県の遠野市なんかだと、人口2万5,000人ぐらいのところにコーディネーター4名配置している。東京だと、恐らく人口二、三万人に1人、コーディネーターを配置するのが精いっぱいだと思うんですけども、こういったところで、この事業の推進の水準が随分変わってきているのではないかなと思います。

この厚労省の任意事業として、じゃあ東京都の自治体がどれぐらいこれに積極的に取り組むのかというところは、この先の10年、20年の東京の自治体の地域福祉の水準を考えると、東京都がどれぐらいそれを後押しできるのか、それこそコーディネーターの配置をより手厚くするかそういう方策によって、ある意味10年後、20年後に起こり得る状況を予防的に今から地域のセーフティーネットを強化していくということが求められるのではないかなと、そのように思いました。

以上です。

○平岡委員長 ありがとうございます。重層的支援体制整備事業に関わるご意見でした。

個別の課題について、かなり専門的なご意見をいただいていますけども、今回、幅広く自由にご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。今お話しいただいたような課題について、それぞれのお立場で日頃からいろいろ感じておられること、住民の方々のニーズとして捉えておられることなどでも結構でございます。

○小林臨時委員 極めて日常的な感覚で申し上げることになりますが、今、委員の先生方から出ておりましたように、ある意味で、東京はいろんな事業やサービスがある。言い換えるとサービス資源はありますし、制度もかなり細かくなっていると思います。事業ということになると、それぞれの事業にはそれぞれの目的があり、できるだけ効率的な実施をして、その成果を上げていくということになると思いますところで、地域に出て現場の方と話をしていると、自分たちの事業を合理的に実施してその成果をあげていくということと、地域としての成果をあげることに一致していないのではないかという気がします。行政は行政の方で頑張っているし、包括の方は頑張っているし、福祉の現場担当者は頑張っている。しかし、地域という共通に目指すべき方向はどうなるのか。上位の目的なのか理念なのか。それを一緒にやっていくというところが難しくなっている気がします。秋山委員が今言っておられた点は何か象徴的な感じがします。在宅療養推進はやってもいいのだけれども、責任を持って実施できないというのは何なのだろう。東京都はいろいろなサービス資源を整備してきたわけですが、どうして一緒にやっていくということができないのだろうか。いろいろな好事例を聞かせていただいているわけですが、何か基本のところ、同じ方向に向かって進んでいけなくしているものがあるのだろうか。どうやったら少しでも前に進めるかみたいなことを考えながらお話を伺っていて、感想を言わせていただきました。

○平岡委員長 ありがとうございます。一つの審議を進める上での視点ということで、ぜひ生かさせていただければと思います。

いかがでしょうか。この機会ですので、公募委員の方々も、もしよろしければご遠慮なくご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○杉山委員 NPO法人で市民後見人をやっているんですけども、最近ですと、かなりもう既に大変な状態になって、区長申立てでやっと後見が始まるという方が非常に多くなっています。もう既に、例えばご本人はもうごみ屋敷状態の中で倒れている

のを発見されるとか、もう認知症がかなり進んで、もうご本人からの意思確認が難しいという。中には近くの方にだまされた状態という形で、近所の方とか知り合いの方の、何ていうんですか、助けもない状態というかなり大変な状態の方が増えて、かつ病気もお持ちというような方が多いように感じています。ですから、例えば自治体で、先ほどアウトリーチの話が出ていましたけれども、そういった形で少しでも、もう少し早い状態であればこんなに負の連鎖が続いた状態ではなかったんじゃないかなと思うと、何かもう気の毒でしょうがない方というのがかなりいらっしゃるので、もう自治体のほうで何とか早い段階での見つける方策を探していただければと思っています。

以上です。

○平岡委員長 ありがとうございます。具体的に課題を提起していただきました。

よろしいでしょうか。

○吉野委員 今、杉山委員からもお話があったと思うんですけど、私は公募委員なんですけど、東京都の医療や介護の現場に携わる相談員みたいなことをしてまして、今、ぎりぎりの状況、本当にもう厳しい状況でのいろんな発見だとかがあるというところは、日々感じる場所もありまして、今、その前にも先の委員の先生方からのお話の中で、いろいろと東京都やそれぞれの自治体ごとに、福祉施策等々は展開されているのは確かなんですけども、やはりその辺の情報ですとか、なかなかやっぱり取りに行かないと分からないというのが大半でして、このような形で審議会等に参加するような機会があると、様々、あとは自分の本業の中で、いろんな施策があるってことは分かるんですけど、これからいかに、先ほどあったデジタル化の情報の提供の仕方であるとか、プッシュ型の情報提供によって、あらかじめこういう状況になったら様々支援を受けられるんだよというところの安心感であるとか、というものが得られることによって、もう少し安全なというか、環境で生活できるのかなというふうには思います。情報を入手しにくい方、やっぱりなかなか難しい方というのも多々いらっしゃることは事実で、いわゆるデジタルデバイドの解消であるとか、そういったところへの取組も、今東京都ではデジタルサービス局等でも取組をされていると思うんですけど、そういったところをもっと地域に根づいてというところがあると、より安心した生活ができるのかなというふうには個人的には思っています。

以上です。

○平岡委員長 ありがとうございます。

様々なご意見をいただきました。様々なテーマでありましたが、共通点もいろいろとあったかと思えます。分科会での審議に生かさせていただきたいと思えますが、この辺りで取りまとめるということで、よろしいでしょうか。

いろいろとご意見をいただきましたが、今期の審議課題として、2040年代を視野に入れた東京の中長期的な福祉施策の在り方というテーマで議論をして、その結果を知事に意見具申するというにさせていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、審議課題について議論を深めていくために、審議会規程第3条第2項に基づきまして、専門の分科会を設置したいと考えております。分科会長をはじめとして、分科会の構成メンバーにつきましては、事務局とも十分相談させていただいて、参加をお願いする委員の方々には、改めて事務局から個別に連絡をさせていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。またこの審議会の委員の方々からだけでなく、新たにいろいろな専門の分野の方々に臨時委員として加わっていただくということも検討したいと思えます。よろしく願いいたします。

それでは、今後の審議については、検討分科会をお願いして、結果をこの総会にご報告いただき、全体で審議をするということにしたいと思えます。日程などにつきましては、事務局から説明をお願いいたします。

○吉野福祉政策推進担当課長 事務局でございます。今後の日程でございますが、検討分科会を5月頃に立ち上げまして、ご検討をお願いしたいと思えます。その後、検討分科会の下に起草委員会を立ち上げまして、意見具申に向けた詳細な検討を進め、最終的には来年度末の総会において、意見具申を行っていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○平岡委員長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明していただきましたとおり、検討部会を中心に活発なご議論をいただいて、審議を進めてまいりたいと思えますので、委員の皆様方、どうぞよろしく願いいたします。

では、本日の審議会は、これもちまして終了とさせていただきます。ありがとうございました。

(午後 7時05分 閉会)